
第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 日)

平成 1 7 年 9 月 2 0 日 (火

曜 日)

議事日程

- 日程第 1 議案第 78 号 平成 16 年度大山町索道事業会計決算の認定について
(旧町分)
- 日程第 2 議案第 79 号 平成 16 年度大山町索道事業会計決算の認定について
(新町分)
- 日程第 3 議案第 80 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(旧大山町分)
- 日程第 4 議案第 81 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(旧中山町分)
- 日程第 5 議案第 82 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(新町分)
- 日程第 6 議案第 84 号 大山町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する
条例について
- 日程第 7 議案第 85 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 8 議案第 86 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 87 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 88 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 89 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 90 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 91 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 14 議案第 92 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 15 議案第 93 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 16 議案第 94 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第 17 議案第 95 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 18 議案第 96 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 19 特別委員会の設置及び付託
日程第 20 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 78 号 平成 16 年度大山町索道事業会計決算の認定について
(旧町分)
日程第 2 議案第 79 号 平成 16 年度大山町索道事業会計決算の認定について
(新町分)
日程第 3 議案第 80 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(旧大山町分)
日程第 4 議案第 81 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(旧中山町分)
日程第 5 議案第 82 号 平成 16 年度大山町水道事業会計決算の認定について
(新町分)
日程第 6 議案第 84 号 大山町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する
条例について
日程第 7 議案第 85 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
日程第 8 議案第 86 号 町道路線の認定について
日程第 9 議案第 87 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 10 議案第 88 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 11 議案第 89 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 12 議案第 90 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 13 議案第 91 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 14 議案第 92 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 15 議案第 93 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)

- 日程第 16 議案第 94 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 17 議案第 95 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 96 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 特別委員会の設置及び付託
- 日程第 20 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告

出席議員 (20 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
10 番 尾 古 博 文	11 番 諸 遊 壤 司
12 番 足 立 敏 雄	13 番 小 原 力 三
14 番 岡 田 聰	15 番 二 宮 淳 一
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
20 番 西 山 富 三 郎	21 番 鹿 島 功

欠席議員 (1 名)

9 番 秋 田 美 喜 雄

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	助役 …………… 田 中 祥 二
教育長 …………… 山 田 晋	代表監査委員 …………… 椎 木 喜 久 男
中山支所長 …………… 河 崎 博 光	大山支所長 …………… 田 中 豊
総務課長 …………… 諸 遊 雅 照	人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋
企画財政課長 …………… 後 藤 透	住民生活課長 …………… 福 田 勝 清
福祉保健課長 …………… 松 岡 久 美 子	産業振興課長 …………… 渡 辺 収
地域整備課長 …………… 押 村 彰 文	税務課長 …………… 坂 田 修
学校教育課長 …………… 高 見 晴 美	社会教育課長 …………… 麴 谷 昭 久
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明	水道課長 …………… 小 西 正 記

午前 9 時 3 0 分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 78 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、議案第 78 号 平成 16 年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。質疑はありませんか。20 番。

○議員（20 番 西山 富三郎君） 旧名和町のものは、企業会計にはご縁がありませんでしたので、4、5 点質問いたします。

この地方公営企業法の第 30 条の 4 というのは決算です。決算は出納閉鎖後 3 ヶ月たった近い定例会で行いなさいというふうにしてありますので、本会がそういったものでありますが、従来これに間に合いますか。もし間に合わなかった場合どうなりますか。これが 1 点です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には、担当課長の方からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問にお答えをいたします。地方公営企業法の第 30 条に決算の条項がございます。30 条の 4 によりますと、年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会ということでございますので、一般的には 9 月議会であろうかと思われまます。従いまして、現在のところおきますと 9 月議会に報告、承認を求めることができなかつたという事例はないものと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20 番。

○議員（20 番 西山 富三郎君） 次に移ります。地方公営企業法をちょっと読んでみましたが、第 2 条には、この法律の範囲における営業ということが定められております。索道という字が出てくるかと思ってみましたら、出てきませんので、これは交通の部類に入るんですね。そういったしますと、この交通の分野についてはどのような法律が適用され、どのようなものが企業には、索道にはなくてはならないか、ちょっと説明して下さい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には、担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。地方公営企業法の第2条の第1項に、この法律の適用範囲が規定されておりました、第1項の第3号に軌道事業という記載がございます。索道事業の場合、こちらの方に含まれていますが、一般的に鉄道事業法というような法律の規定を受けておりました、その中に普通の鉄道以外に軌道、いわゆるモノレール等がこれに含まれますけれども、それ以外に索道、スキー場の場合はその中でも特殊索道とっております。普通の索道というのは、いわゆるロープウェイでございます。スキーリフトの場合は、特殊索道という鉄道の方の区分の中において、この項目に含まれて地方公営企業法の適用を受けております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 運輸省のほうの関係はないですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼しました。所管しております省庁でございますが、ご指摘のとおり、旧運輸省、現在では国土交通省の鉄道部門でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に移ります。40条には、地方自治法の適用除外の項がありますが、御承知のように地方自治法の109条には、一般会計と特別会計ですよという定めがあるわけですね。町村というのは自治法によって存立しているわけですから、その自治法と適用除外の項がと言いますが、これはあるとすればどういうことですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 地方公営企業法の第40条に地方自治法の適用除外の項目がございます。これによりますと、適用除外を受けますのは、契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分でございます。合わせまして、負担付きの寄付または、贈与の受領、或いは地方公共団体がその当事者となります審査請求、不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停、仲裁、そういったものが適用除外とい

うことになっておりますが、大山町の索道事業の設置条例におきまして、この部分につきましての規程を設けておりまして、町条例におきまして、一般会計等と同等の資産の取得及び処分、或いは賠償責任等については、議会の方の同意が必要という定めを設けております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 関連、これと一緒にですね。あのね、地方自治法の243条の3は、地方自治体の財政は国民住民の税負担で支えられる公の会計で、これを秘密扱いにすることは許されない。地方自治法においても、毎年2回以上の歳入歳出予算の執行状況財産地方債一時借入金現在高等を住民に公表しなければならないというのが、243にあるわけですね。これはこの会計に該当しませんか。どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。地方公営企業法の適用を受けておりますので、地方自治法の財務の項目につきましての適用は直接ございませんが、大山索道事業の設置等に関する条例におきまして、同様の規定を設けております。従いまして、3月31日までの事業につきましては5月31日付けで報告させて頂いております。これは、いわゆる決算、ということで報告をさせて頂いております。

9月30日までの事業内容につきましては、11月30日までに報告しなければならないというふうに条例で定めておりますので、後日、時期がきましたら報告書を提出したいと考えております。

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 決算だけだったら1回じゃないの。2回はしないですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 若干言葉足らずでございました。5月31日に報告いたしましたのは、事業の概要を合わせて決算書という形で報告したものでございまして、9月末までの状況につきましては、別途報告させていただくということでございます。

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 私ばかりやっておったっていけませんので

最後にしますが、今度は平成16年度索道事業会計決算の概要というのですが、町長が説明書の中で、だいたい私が感じたところによりますと、借金は一銭もありませんよ、今この索道事業を廃止しても、お金を払うところはありませんよと、こういうふうに受け取りました。

ところがこれ、企業法と言いますか民法ですので、翌年度繰越欠損金というのが出ているわけですね。この翌年度繰越欠損金、分かったような分からんようですが、もう少し詳しく説明してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。議案書についております索道事業会計決算書の表紙をめくったところに、索道決算の概要というところがございます。西山議員のご質問はこちらの数字でいきますと2番、繰越欠損金の状況のところでは5億8,900万あまりの翌年度繰越欠損金が計上してあるが、これはどういった意味かと解しますので、そのようにお答えさせていただきますと思います。

既にご承知のこととは存じますが、企業会計につきましては、一般会計とのような現金主義の経理ではなく、発生主義で経理をいたしております。これは、一般に言います民間企業等の経理等同様の経理方式をとっているものでございます。これもみなさんご承知の通りだと思いますが、索道事業と言いますのは、いわゆる設備産業でございまして、まず索道施設、レストラン、そういった多大の投資を当初に設備投資を行いまして、それから時間をかけて収益をあげていくという性格を持つ事業でございまして、索道企業会計におきましては、原価償却の処理を定率法という手法によりまして行っております。平成初旬に各種、平成の一桁年代にいろいろと設備投資を行いましたが、これの設備投資の原価償却を定率法で、いわゆる前倒し的に処理をしてきたために、それが大きな原因となってこの経理上赤字決算が続いた年が3年、4年位前まで続いておりました。この時の累積しました欠損金が、現在のところ5億8900万の残となっておりますということでございまして、プラスなのかマイナスかと言われますと、プラスではございませんが、町長が議会開会日に申しあげましたとおり、現在事業を廃止しましても、大山町が何がしかの金銭的な支出を義務付けられるものではないということを報告させて頂きたいと思っております。以上です。

（「了解、終わり」と呼ぶものあり）

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第2 議案第79号

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第79号 平成16年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について（新町分）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第3 議案第80号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第80号 平成16年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について（旧大山町分）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第4 議案第81号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第81号 平成16年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について（旧中山町分）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第5 議案第82号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について（新町分）の質疑を行います。質疑はありませんか。

19番、荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） この旧町分でなしに、新町分で町長のお考えを伺いたいと思いますが、かなりの未集金があります。これは新大山町のこれからの大変な課題だと思います。そこで、旧町の時にも私発言しましたが、いつまでもこのままで何とかします、何とかしますでおられても、結論が出ておりません。

そこで、この間の委員会で私、発言いたしまして、3ヶ月以上未払いの家庭はやむを得ん、切るべきだと、水道を。と、言いますのが、今度下水道と一緒になりますと、かなりの額の滞納が発生するわけです。そこでいつかの時にけじめをつけませんか、いつまでもいつまでもどの会計もですが、水道会計ばかりじゃありませんが、このままにしておいたら合併した意味がなくなります。町長の止める覚悟があるかないか、答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問に答弁させていただきます。水道会計でございます。水道料金の滞納に対する対応の考え方についてというご質問だろうというふうに思います。

皆さんご承知のように、旧名和町におきましても、この料金の滞納というのは大きな課題となっておったところでございますが、合併に対しまして、それぞれの町村にも同じような課題があるということはお互いに理解ができたところでございます。特に、下水道と違いまして水道というのは、上水道、生活に命に関わる一つの絆でもあります。そういった意味で、水道料金の滞納とされ、それに向けての停止ということでのなかでの実践実施に移すということのまだ様々な大きな課題はあるというふうに思っておりますが、いずれにしましても水道料金に限らず、様々な税や料の滞納の状況というのをこれを今整理して、その対策というのを立てるべく協議会を作りながら内部で、今検討しているところでありまして、その状況を踏まえながら、本当に払えない人と払わない人があるわけでありまして、こういったところの区分がまず大事だろと思っておりますし、申し上げましたように水という、住む場所の家賃等もあるわけでありまして、そういった生活に密着した部分についての対応の仕方、これについても少しご意見も頂いておりますようなことも踏まえて、早急に検討はして参りたいというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） 担当課長に確認しておきたいと思いますが、未払いの場合何年で時効が発生するか。それとこのようなことで続けておきますと、水道会計は大変なことになる。特に民間の企業であつたら大変なことなんです。旧町の時から未集金については言っております。しかし、けじめがついておらない。いつかの時点で英断を振るって、確かに生活に大事な水です。水ですけど、おそらく1戸の家庭の水道料金は5000円もないと思う。それだけの金を工面して、払うぐらいの払う意志を住民にしめさせないといけない。本当に、これが民間ならとっくに潰れています。あなた方の給料の一部も水道料金の方からも入っておるわけです。自分の給料はもらって、やっぱり集金するということをしないと大変なことになりますよ。今の個人情報保護法ですか、ああいう盾ができましたから、余計集金がしにくいと思う。折角大きな金をかけて下水やって、水道と下水とダブって未収が増えたらパンクしますよ。だから私は特に町長の英断で、仕方がない、3ヶ月以上払わなかったらペナルティーを課すべきだと思うわけです。だから法的なもの、もう1回やるかやらんかというところを町長の答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ご指摘の趣旨大変私どもとしてもよく理解はいたしてお

ります。内部の体制の中で、家庭の状況等も踏まえて今調査をし、どう対応していくかということをおやっておるといふふうに申しあげました。更に、それぞれ旧町に一人ずつ専門の徴収員を設けながら、臨戸徴収、こういったことについても取り組んでおるところでございます。どの時点で、強行な要は給水停止まで踏み切るかどうかという事も、その中で状況を踏まえて検討しなければならない課題だと思っておりますので、今ここで確固たる答弁はできませんが、その手段も含めて検討はしていかなければならないというふうに思っているところであります。

時効についての期限等につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 料金の時効につきましては、2年間で時効が成立します。ただしこれにつきましても、その部分について金額に収納があった場合については、その収納が終了してから2年間という判断でございます。以上です。

〔「やや了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 20番、西山 富三郎議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 合併によりまして、専決処分が沢山ありましたので、全部専決の条例とか覚えておりません。この地方公営企業法第2条には水道事業があつて、簡易水道事業を除くとあります。ということは、新町では、簡易水道事業部分がなくなったわけですね。そういたしますと、開拓水道とかいろいろあつたわけですが、新町の水道の分類を示してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 水道の関係でございますが、簡易水道会計というのは現在も残っております。基本的には、大山町内の佐摩・赤松・前・豊房・種原・今在家・飯戸、こういう簡易水道会計は6水系、これが簡易水道会計としては残しております。これらの水道会計につきましては、企業会計も含めまして大山町の水道事業の設置及び給水に関する条例という条例を定め、どういうふうな範囲でどういうふうな給水管理をしていくかということをおやっておるところでございます。

更に、その他に旧開拓水道、開拓専用水道というものを設けておりまして、これは香取の南側を水源とし、旧中山、名和、大山地区、旧3町にまたがって給水しておる地域でございますが、これをひとくくりにして、開拓専用水道特別会計というものを定めて給水するようにしております。

従いまして、現在は企業会計の水道会計事業と簡易水道会計と開拓地の専用水道会計の3つの水道会計をもって運用しているところでございます。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 2番。

○議員（2番 西尾 寿博君） 水道のですね、先程ありました徴収のことについて、もう少し聞いてみたいなと思っております。水道の徴収方法は、各旧3町でまちまちであると、そして納税貯蓄組合を活用する方法は、現在口座振替に代わりつつあると聞いております。しかし、それによって滞納者が増加傾向にあるというふに聞いております。これをどのように解決するかということで、納税貯蓄組合のほうにまた元に戻すというようなことを考えておられるか、聞いてみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） そのご質問の趣旨でございますが、納税貯蓄組合で水道料金は集めてはいなかったのではないかなと思っております。今のご質問とすれば、納税貯蓄組合で今まで通り口座振替でなくて、水道料金を徴収するようにするかというご質問でございますか。まあ、いずれにしても徴収方法の問題ですね。そういったしますと現在の徴収方法の状況なり、納税貯蓄組合の在り方も合わせてそれぞれの担当課長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 水道課のほうでございますが、水道料金につきましては、現在口座振替がメインの徴収方法となっております。その他に集落、部落に対してお願いし納付書の配布、或いは集金をして頂いている集落もございます。これにつきましては、集落単位で集めて頂いているところは、ほぼ完納状態でございます。口座振替につきましては、最近口座の残高不足ということで、かなりの件数が未納の状況で残ってきていることは事実でございますが、個人情報の保護、プライバシーの保護の関係からそのデータを集落に落とし、部落集金としてお願いをするということがなかなかできにくくなっているという状況は、ご存知のとおりだと思います。

従いまして、そういうふうなものが個々に、集落において情報を出してもいいというふうな個人ごとの承認がなければなかなか集落に対して部落集金をお願いすることができなくなるというふうな思っております。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） なかなかできないと、個人情報の、荒松議員さんが述べられたようにですね、隠れ蓑になりながら集めにくいというような状況になっておるみたいですが、いずれこの問題はもっと大きくなるような気がしております。その中で、それを理由にせずに、来る大変な状況になるまでに何か方法を考えていただきたいというふうな思っておりますが、いかがお思いでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問にご答弁させていただきますが、今おっしゃったように、これは水道料金に限らず、税についても同じようなことが言えるのではないかなと思っております。税につきましても、こちらのほうで貯蓄組合ということで部落集金、更にそれに完納報償金とかいろいろな手立てをしながらみんなで徴収に努める、或いは、というふうな意識啓発してきたところではありますが、ご指摘のようになかなか今個人情報保護法の問題等、様々な問題もありますし、また地域の中でのお互いの人間関係の希薄がというところもありまして、なかなかそういった手段というのが難しくなってきたというのも現状でございます。できるだけ、そういった中でいろんな税も料も口座振替をお願いをし、納付をなるべく簡便にやっていただくという方法の中で、まあこれも殆どの善良な、と言いますか、方々は、簡単な方法で納付ができるということでございますが、ちょっと所得が、収入が少なくなった時に、口座の中で不足してきた時に、ついついそのまま口座から落ちなくて滞納になり、それが次々とという、そういったこともあるわけがあります。

そういった中でひとつには、先ほど課長が申し上げました水道料金等、部落集金をしていただくところ、これはそれなりにお互いの中で、意識を高めて払っていただくよということになるわけですが、そういったところでもれた方、これどうするかということですが、そういった方に対して、直接徴収員なり、職員なりが行って徴収に努め、啓発をしてきているというのが現状であります。まあ、いずれにしても早々の課題、抜本的にいろんな徴収方法とか体制とか協議をしていかなければならんと思っておりますし、特に水道料金以外の特に大きな税とか料とかあるわけですし、こういったものについても広域の中での対応ということも検討しかけておるところではありますが、これも含めましてその方策につきまして議論をして我々としても考えて参りたいというふうに思っているところでございまして、ご理解の程お願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6 議案第84号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第84号 大山町職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7 議案第85号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8 議案第86号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第86号 町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9 議案第87号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第87号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。17番。

○議員（17番 野口 俊明君） 今、まあ先程水道会計のほうでいろいろ徴収の件で話があったわけですが、私は町税、その他自動車税とあるわけですが、その町税の件について質問します。先ほども話があった、自動振替ですね。これについてちょっと伺いたいと思うわけですが。例えば月末に自動振替になるようになっておる人が、実質自分のところに納付の完了の通知書がきたら、何日も遅れた日付けで収納になっておるといことが多々あるわけです。そうすると1日につき、例えば滞納をはたさないけんということが始まると思うわけですが、実際にいうと、振替日が違う、伸びておる。そこらへんのことについて。実際に、振替でない方が例えば、10日間遅れたと、振替の人の日にちもそうだったと、そこら辺の分け方というか把握が出来ているのかいないのか。本当にそうしますと、遅れた人は1日いくらでもしてあるのか、ないのか。そこらへん伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（坂田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。税の場合の納期限をだいたい月末に設定しておるわけですが、このいろいろ口座にそれだけのお金が無かったりですね、或いはまた納付書を送らせていただいておりますが、本人さんが納付期限を忘れたというケースも多々あるわけですが、税のほうといたしましては、やはり条例等に從いまして納期限を過ぎたものにつき

ましては、督促状を発送させていただく、ということをございまして、督促料80円も発生しますけれど、所定の遅れた場合は処置を取らせていただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） これは、実際にあったことなんですけど、今年5月連休がありましたですな、そうすると4月に口座にお金があって落ちておると思うのが、5月9日に今の町では収納になったという通知書がきていると。住民の方からそういう苦情がありましてちょっと聞いてみたわけですが、5月みても6日が普通の日、2日も普通の日ですが、そういうことになる可能性というのは、どういうことからなるわけでしょう。そこらへんをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから状況について答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（坂田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。5月末の税の納期限の指定のあるものは、固定資産税でございます。4月の末は軽自動車税でございますけれど、口座振替の場合、金融機関のほうにきちんと依頼しますので、口座に金額が残っておりますら、それがきちんと落とさせていただけるものと思っております。で、これがかなり一週間、10日ぐらいうずれて、口座から落ちたということになりますと個々の特別の事情があったのかもしれませんが、それは詳しく担当のほうと調べてみないとこの場では、原因についてははっきり申し上げることはできないかなという具合に考えます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） これは事実として、必要なら通帳の控が出てくるわけですから、納付書と私が借りてきてお見せしますけれど、やっぱり住民の方は滞納する意識もなければ何もないわけで、金融機関にきちんと話し、契約を交わしてやっておられて、町とのあれとの連携方法ではないかなと私は思うわけです、そこらへんをちゃんとしてあげないと不信感というか、それによって滞納の気持ちを出すということもあるのではないかなと思うわけです。そこらへんを一つ、質問3回ということですから、これでしまわないけませんので、町長さんのきちんとした取り組みの気持ちをお聞かせいただきたいなと思うわけです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんのご質問に答弁させていただきますが、基本的には税務課長が申しあげたとおりの事務処理をしているはずでございますので、

何か要因があったのかもしれませんが、いずれにしても住民の皆さんにご迷惑をかけているということであれば、それについては、原因を究明していかなくてはなりませんし、またその事例がどのようにして、そういったようなことになったのかということもこれからの事務を進めていく中で参考になると思いますので、後ほど具体的なその状況について税務課長のほうと情報交換をいただきながら、今後の対応策に活かさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 失礼いたしました。8番です。一点だけお願いたします。

この説明のほうの資料で、企画情報課のところ総務費の中ですが、観光カリスマ塾というのがありまして研修に大分の方と愛媛の方に行っておられるようでございますが、このカリスマ塾というのは、どのような会ですかということと、何人ぐらいで塾をしておられますか、お伺いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんからのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 資料に載せておりますカリスマ塾についてでございます。これは主に地方自治体の首長さんとまた国土交通省のほうから、委託を受けた方、こういう方でだいたいカリスマの塾で指導者と言われる方ですね、約100人ぐらいがおられます。これについては、これから予算要求をしておるところでございますので、予算要求がありましたらここに書いてあります大分県なり愛媛県で開催される講座のほうに出席しようとしておるところでございます。出席人員は1名をそれぞれの会場に1名ということで予定をしておるものでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。11番。

○議員（11番 諸遊 壊司君） ページ30ページの衛生費委託料で旧大山焼却場解体工事事前調査委託料850万と出ておりますね、調査するのに850万、これは全部一般財源ですけれど、実際解体となれば何千万の解体費がかかるでないかと思っております。ならばその解体には国や県からの補助があるのか、これは全部町費で賄うのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんからのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） お答えをいたします。先程の補助金があるかということですが、補助金はございません。従って、現在補正予算をお願いいたしておりますが、18年度に取り敢えず壊すということで現在事務を進めておりますが、その関連で補正をお願いした分であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。6番。

○議員（6番 森田 増範君） 森田でございます。先ほどの岩井議員さんの質問とも関連しますけれど、大山振興室が立ち上がってよいよ大山振興計画策定事業ということで資料のほうにも沢山の事業予算が組んであります。計画の策定業務の委託料ということもあるわけですが、この一連の取り組みについてももう少しフォーラム等の計画もあるようですし、先ほど視察研修ということもあったわけですが、トータル的にどういうふうな取り組みをしながら、計画を策定に結びつけていくのかということについてももう少し詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問でございますが、大山振興室の現在の取り組み状況なり今後の目標と言いますか目安ということだろうと思います。担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 大山振興室の取り組み状況と全体の進行具合ということのご質問だという具合に理解させていただきます。現在大山振興室、7月1日に立ち上げましてから、関係機関の政務報告でも報告させていただきましたけれど、それぞれの各種団体の長、こういう方との現地調査なり、ヒヤリングを実施しております。この中で地域資源及び地域産業の調査ということで、これを今年度いっぱい通して継続して行きたいと考えておるところでございます。それと、その調査に基づきまして、その活用方策、そういうものを考えたいということで、これは町の中の行政の中でもプロジェクトチームを立ち上げたいということで、今月末には、それぞれ各課からのプロジェクトを招集するような計画をいたしております。これと平行しますけれど先ほどご質問がありました先進地視察ということで、カリスマ塾、こういうものでの研修も深めていきたいと、そういうものも踏まえまして、振興計画の策定というものを今年度、いわゆる産業構造の分析なり調査ヒヤリング、こういうものを今年度終了させたいと。それと続きまして、計画の推進というものにつきまして、今年度から来年度半ばぐらいまでかけてこれの計画推進作りを行いたいという具合に考えております。従いまして、この大山振興のスケジュールとしましては、今年度から来年度の中旬ぐらいまでを目処に、一つの計画方向性を提示できればというぐあいに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番。

○議員（6番 森田 増範君） もうひとつ、それによって計画書が策定されるわけですけど、策定の目標はいつごろを予定されておられますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 失礼しました。最後の点、落としておりました。最終の策定を来年の10月を目途に計画をしているところでございます。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 町長に一つお伺いいたしますけれど、今、水道料金、下水道料金また税金の問題、多数の議員さんが質問されましたけれど、給食の問題、学校の保護者の負担なんか沢山ございます。総括して、広域行政の中で取り組んで検討していくんだということをおっしゃいましたけれど、そういう不公平感を持つような、お互いの不公平感を持つような2年たったらもう払わなくていいんだというようなことで、町民いろんな何というか、コミュニケーションの中で、噂の中で、これが広がっていったら大変なことになるんじゃないかな。だったら2年間たったら、わしも払わん、わしも払わんで済むんじゃないかと。わしも議員になりましたから、約10年過ぎますけれど、いつもこのことが言われておりました。不公平感を感じるんだと。だったら払わんもんは得するんじゃないかと、2年たったら全部、パーなるんじゃないかと、そういうことでいつも検討する、検討する、検討した結果が、今10年もたつんですよ、わしが入ってからでも。10年以上たつんです。期日を目安といいますか、きちんとそのぐらいの日には持ってわしが責任もってやりますという意志を一つお示し願いたいと思いますけれど、いかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問にご答弁をさせていただきますが、決して2年待てば払わなくてよくなるというふうな考え方が広まっていったとは思ってませんし、もしそういう変な話が広がっているようなら大変な問題だと思っております。

広域でのお話をいたしましたのは、これは税の話でありまして、徴収体制、これ専門的な知識をもって差し押さえも含めて法的な手段も含めて、広域的に徴収体制を作っていないと、なかなか同じこれ町村、市町村同じような課題を抱えているわけですから、県も一緒になってそういった体制づくりをしていかなければ、なかなか今、情に訴え、心で訴えて払ってくださいといってもなかなかそれだけでは進まない状況だから、ある程度そういった手段も必要ではないかということをや前からこれは議論をしておりましたけれども、去年ぐらいから改めてまた広域的な徴収

体制の仕組みについての検討を今しているところであります。

で、その他の当然水道料金、旧大山町の給食費もあるようであります。保育料、家賃、本当に様々のものがございます。これは私どもとして本当に、何でもこういったものまで平気で滞納されるのかなという気持ちはありますけれど、ただそれをやはり払わなけりゃ、払わなかったものが、それで済むというそれはやはりおっしゃるように住民にとって不公平感をうむことでありますし、ある意味では意欲を持ってまちづくりに取り組む方々の意欲を損なうことになってしまうというふうに思っておりますので、それはやはりどういった形で意識を高めていき、そうならないように取り組んでいくかっていうのが大きな課題だと思っております。ただいずれにしてもどんなことがあっても払う能力のない方々も実際あるわけでありまして、そういう方々についての対応というのも考えなくてははいけませんけれど、なかなかゼロというのは難しいとは思ってはおりますけれど、いずれにしても今言われる部分、あの人は払えるのに何で払いなんだろうか、払わんでも済むだなというふうな家庭の事情がある方もあるんじゃないかなと思っております。そういったものについては、本当に徹底的に私のほうとしても、徴収に強い態度で努めていくということが必要だろうと、そのことが先程らい、荒松議員さんからもご質問があるような、水道で言えば、給水停止をせと、或いは家賃であれば退去命令を出せという強行な手段を取れということだろうというふうに思います。

ただ、そこらへんの部分も生活を保障していくという、基本的な生活を保障していくというのも我々行政を預かっているものの住民に対してのサービスの立場でもありますので、そこらへんをどういうふうに見極めていくのかというのも大事な課題だと思っておりますが、いずれにしてもあおるようなそういった雰囲気にならないように、払っている人が本当に納税支給高めていただいて喜んで納付・納税をしていただき、納付・納税できない人にとってみれば本当になんとかしなくちゃならないというふうな思いになっていただくようなそういった取り組みをやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。どうか、皆様からいろいろな立場から、ご提言、ご意見等賜ればと思っておりますので、よろしく願いたいします。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。13番。

○議員（13番 小原 力三君） 町長の言われるところ、良く分かります。分かりますけれど、やはり我々議会としても町民としても、そういう噂が噂を呼んで流れるような時期を持たずにずばっと、やあほんなら12月までぐらいは期限くださいよと、その中で検討してやるんだという、強い意志がなければ駄目なんです。町長。本当に。期限切っても、一つこういう方法でやってみようという検討結果いつでますか。ちょっと教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 今申し上げましたように内部でもそういった対策の会議、協議会等も作りながら協議をしておりますので、その状況も踏まえて助役のほうから答弁させます。

○助役（田中 祥二君） それでは、変わって私のほうから、新しい町になって5月だったでしょうか、全ての徴収金に対応するための内部の対策会議を設置しております。それは、合併協議の中でも話し合われたようでございますが、徴収員を本町、両支所に1名ずつ配置しております。で、この徴収員を主体にして、徴収金の特に滞納になっております、徴収金の徴収にあたりたい。それを今毎月のペースで内部検討会もしながら進めておりまして、8月の実績もかなり上がっております。

内容といたしましては、滞納金だけでなく減年度分の納期の終わったものについても聴衆しておりますので、合わせて一人、それぞれ3人が実績の金額的には若干の差がありますけれど、まあそれでも設置した意味のある徴収金が出来ているのではないかという具合に今、それなりの評価をしながら月々の検討会議を設けております。

今、おっしゃるように期限を決めて強い態度でやれというお言葉もいただきました。徴収員からも、差し押さえ執行してもいいのかと、町はどういう考えだということも出ています。出ていますけれど、新しい町になって徴収員を配置してすぐさま差し押さえということになりますと、非常に住民感情もいろいろあるではなかろうかと思ひまして、いずれはそういうところまでの気構えを持った徴収をやっていきたい。そのための準備というか、詰めはしておいて欲しいということ、かなり強い態度と言いますか、指示は出しておる都合でございます。そういった会議を本所、支所、徴収関係のある課長を集めて徴収も含めて、会議もしながら現在はやっておりますので、新たに徴収員を設置して徴収にあたっているということは、新しい試みだと思ひますので、いづらかでも評価をいただきたい。そう思っておるところでございますが。

〔「分かりました」という者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 19番。

○議員（19番 荒松 廣志君） この町税や住宅新築資金については12月の決算の時に質疑しようと思っておりました、皆さんから出ましたので、今やっておきます。先ほど小原議員の質問に対する答弁がありました、もうねーそういう時代じゃないです。実力行使せにゃいけませんよ。いつからこの問題、だいたい私これ2年に1回言うようにしていますが、何回言ってきたか。あなた方はそのために給料もらってるんですから。まだ言いますと、旧名和町分ですけど、住宅新築資金の徴収に対して弁護士費用が予算計上されております。これが不要額になる。不要額にあがっても金が取れたらいいですが、金は取れなかった。こういうことがずー

と10年も20年も繰り返しているんです。やはり12月ころを目処に毅然とした態度を取らなきゃ、合併した意味がない。いろんな苦惱でいろんな財政的な問題があって合併したんですから、やっぱり合併してそれぐらいの強い態度でいかなきゃいけないと思います。それが一点。これは町長に。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 何度も申し上げておりますように大きな課題だというふうに捉えておりますし、先程助役が申しあげました答弁の中で対応も今準備を進めておるところでございます。ご指摘のご意見十分に踏まえながら取り組みについての検討も進めて参りたいと思いますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 19番。

○議員（19番 荒松 廣志君） あのね、そうしますとね、くどいようですけど、徴収員を配置して、どれぐらい月々実績が上がったか、我々に提示できるところでいいですから、提示してください。そうしないとですね、ここで答弁を聞いても、どれぐらいそれが上がったかが分からないと意味ないわけです。そのへんについて。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問につきましては、後ほど資料等整理をし、またご提示をできればと思います。よろしく申し上げます。

〔「分かりました」という者あり〕

○議長（鹿島 功君） 19番。

○議員（19番 荒松 廣志君） 公有財産の購入があがってますけれど、購入じゃなくして、いよいよ設計に入って名和小学校の統合校舎が立つわけですね。それで、これ名和町分しか私確認してませんけど、上大山の分校が統合して普通財産で残っておるわけですよ。神田も建物は選挙等に使われることがありますんでなんですけれど、グラウンドは草ぼうぼうである状態、陣構につきましてはゲートボールですか、グラウンドゴルフのあれになってますけど、今度合併してね、かなりの上大山は普通財産ですけど、学校財産が統合したら庄内にも光徳にも出るわけです。私はね、これだけ財政がひっばくしておればね、やはりそれを町の財産として残すよりも、住宅団地でも何でもいい、売却してやっぱり金を財政の中に入れていくような方策も考えるべきだと思うわけです。で、旧中山・大山はどうか知りませんが、かなりの面積になるんですよ、校舎とグラウンドがあってプールがありますからね、だからこのへんの将来的なことも考えておくべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 公有財産のあり方についてのご質問でございますが、基

本的には私といたしましても必要な財産についてはきちっと住民のために確保すべきだと思っておりますが、住民にとってもこれから住民サービスしていくうえで必要性が薄くなって、地域の皆さん方、或いは外部からその需用があるというものについては、私は処分していくことにはやぶさかでないというふうに思っております。ただ、今統合を進めております光徳小学校なり、庄内小学校、この跡地利用でございますけれど、校舎事態も学校施設としては、老朽化してきている中で、ちょっと継続的に使うには難しいということで統合するわけですが、他の施設としての活用の方法はあろうかと思っております。これについても跡地利用について、これから多くに町民の皆さんのご意見を聞きながら、検討していきたいというふうに思っておりますけれど、考え方としては、そのような考えをもっておりまして、できればせつかくの財産でありますので、多くの町民の皆さんが活用できる方法というのが、まず第一に考えるべきだと思っておりますが、そういった方策が無いのであれば、また別に活用する方法があるのであれば、別に行政財産として残しておかなくても、活用する方法あるのではないかと。ですから、町内にあるそういった公共施設の跡地等につきましても、もしそのような活用方法がありますれば、情報いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 7番。

○議員（7番 川島 正寿君） 先程の税とかの徴収問題について、ちょっともういっぺん、返らせていただきますが、助役さんの答弁で、合併したから差し押さえ等は、ちょっと先送りしたいという感覚で聞きましたですが、差し押さえという行為についてどのような理解をされているのか、それをお聞きしたいと思いますし、合併をした今だからこそ、そういった行為でもやっていけるじゃないかというふうに感じます。どのようにご理解されていますか、お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。はい、助役。

○助役（田中 祥二君） お答えいたします。ちょっと誤解を受けたかと思っておりますけれど、今どなたかの議員さんからも発言があったように、徴収において不公平感を持つような徴収は避ける、避けるというか回避する必要があるように思っております。したがって、合併後直ぐに嘱託員を配置いたしまして、じゃあその対応したところに個々に差し押さえ行為を行っていくと、不公平感を生じるんではなかろうかという危惧を私は持っております、一応徴収の中で滞納者、或いはそれなりの手順を踏んでどうしてもいけないというあたりになってから、差し押さえ行為には入りたい、執行したい、そういう思いでおりますので、今すぐすぐ、差し押さえというあたりの結論は考えるべきではないかなという思い、それはいつにその不公平感を持たれないようにという思いが強くなります。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 逆に僕は誤解を得てるんじゃないかなと感じますが。差し押さえという行為は正当な行為ではなかろうかというふうに思います。それが正当な行為が不公平感を感じるということには何らかの心苦しきがあるではなかろうかというふうに感じますが、今一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。助役。

○助役（田中 祥二君） 町民、滞納者の皆さん全般についての捉え方から言っておきまして、個々に滞納しておられる方があるわけですし、今まだ短期間ですから、全体的にそういう差し押さえまでできるような徴収のつめができていない、滞納者の方、或いは順番によってはもうそこまでいってもしかたがないでないかという滞納者の方があると思いますので、それなりに滞納者、町民全体の滞納者に対して、徴収のつめをしてどうしても意識的にというか、善意をおいておいて滞納されている方については、差し押さえ処分もしかたがないという具合に思っていますので、そのあたりはその徴収会議でも、税務の担当職員や徴収員報告を受けながら、慎重に執行はしていきたい。集落によって順序を付けたり、あるいは滞納額によったり、古い滞納金があるところからと、いろいろ徴収に廻り方は、やっておるはずですので、それらを取りあえず、滞納、ここにはまず、この方には今先に言ったから先つまったから、じゃあすぐ差し押さえだと、じゃあこちらの人にも滞納はあるけれど、まだあんまり一辺二辺しか督促に行っていない、徴収に行っていない、そういう町民の滞納者に対しての取り組みがアンバランスの中では、差し押さえ執行は不公平感を生じるんじゃないかなという思いだということでございますので、まあ今後そういう差し押さえ処分も考えながら、強い態度で滞納者の方については徴収させていただきたいという気持ちには変わりはありません。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩します。

午前 10 時 46 分

午前 11 時

（西山 富三郎議員欠席）

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

（「議長、助役」の声あり）

○議長（鹿島 功君） 助役の答弁の残りがあったですか。助役。

○助役（田中 祥二君） 川島議員さんの質問に補足させていただきます。今、休憩時間に担当課長と話合ったといいますか、報告を受けましたところが、不動産の差し押さえはまだその段にはなっていない。ただ給与の差し押さえをしているのは何件か今実行しているということが担当課長のほうからございましたので、補足をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 15番、二宮議員。

○議員（15番 二宮 淳一君） くどいようであります、各議員がこの問題についてしつこく質問しておられますが、私も気に掛かることがありますので、一応申し上げたいと思うんですが、不公平感の問題が先ほど来、徴収強制執行にあたって不公平感を心配しておるといふご答弁がありました。しかしながら、全体について言えることは、善良な納税者を一方に90%以上の人をおきながら、滞納を余儀なくされておる方は様々な条件は確かにありましようけれど、公正公平という問題から捉えるならば、滞納しておる人におもんばかりを優先することは、本当に不公平感を考慮することになるのだろうか、素直な疑問として私はこのように思っております。過去10年、15年かけて税の滞納の問題については、何回か議論が進められたわけでありまして。大山町合併してわずか5ヶ月少々の中で3町が集まられた現在の執行部の皆さんに対して、この問題をしつこく追及するという事は、いささか我々としても気にかかる点が無いではありません。

しかしながら過去不納者の、滞納者の対応については相当の期間をかけて議論をしておきながら、今なお調査を必要とする、どういう状況の人があるのかよく調べないと一気にやることは不公平感を助成することになるというような答弁はいささか後退気味の答弁であって、過去にそれじゃあ、何をしておったか。過去には少なくとも相当の時間と労力と費用と、そういうものを掛けながら今日きているにもかかわらず、今尚、少しの時間を必要とするという答弁は決して一歩も二歩も踏み込んだ答弁とは聞いておって思えん訳です。合併した今こそ我々は決断をしていかなければならない。真面目な人を守るためにも、滞納者を大きな目で包容する、包み込んでいくということも一方では必要ではあるけれど、過去の年数から比較して、まだ5年掛かるんですか、10年掛かるんですか、あるいは100年火星を待つ程掛けるんですか、そういうことには決して成り得ない。執行部としては、もう少し決断を求めるべき我々の側からすれば、立場でありますので、その点について今一度明確に決断のある答弁をいただきたい、このように思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 二宮議員さんのご質問にご答弁をさせていただきます。それぞれこの課題、多くの議員さんからご質問を頂き、答弁をさし上げているところでございますが、基本的には、我々といたしましても滞納をすることを甘んじて許していくということがいいとは全く思っておりませんし、当然それに向けて厳しい態度でもうその体制を作り対応していくべきであるという、そういった方向は同じだろうと思っております。しかしながら差し押さえ、或いは給水停止等強制的な執行に入るといふことに至るまでには様々な課題があろうというふうに思っております。法的な準備なりそれなりの体制、こういったものもやっけていかななくちゃなりません。まだまだそこらへん十分に

我々の中に体制が構築されてないという部分もあります。そういった中で一つのよりどころとして広域という部分も一つの視野もあるわけではありますが、ただ差し押さえ、或いは強制執行にいたしましても、滞納者を全員一斉にそういった手段をとるということはまず物理的に困難でありますから、そういった意味での公平性というのは考えていてもいけないのではないかというのは同じ思いではあります。

ですから、先ほど申し上げましたように、もうここまで問題も我々としても受け止めるところでありますし、本当に悪質な者については当然そういう手段というものも取っていかなきゃならないという時期が来てるのではないかと認識してるところであります。従いまして、滞納者は全て差し押さえしてしまい、料金を払わない人を全て給水を停止し、全て家賃を払わない人は出ていってもらうという、そういう施策はできないと思っておりますが、いずれにしてもそういう状況で、いつまでいても大丈夫だという意識が広がっていくのが一番そういう意味で怖い訳でして、まずは我々の体制の中でできることとして、本当に悪質な滞納者、こういったものを見定めながら、そういったところから少しづつでも強制的な執行というものも取り組んでいく、そういった時期にきているという認識もいたしておりますので、そういった対応についても当然考えていきたいという思いでございますので、ご理解を頂ければと思っておりますし、決して後ろ向きな考え方の中でこの課題に取り組んでいる訳ではないということをご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

〔「了解」という者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 消防費の関係で一つご質問いたします。今回の補正予算で、備品購入等の補正予算が計上されておりますけれど、ここ一ヶ月の間に、大山地区で不審火と見られる火災が3件発生しております。生命と財産に関わる大変重要な問題だと考えます。駐在所も減少になる中、住民の不安は募るばかりで、特に一人暮らしの方は、留守になることが多いので余計心配に思っておられるところもあろうかと思っております。そういった不審火等増えれば消防団員さんの出動回数も増えることもあろうかと思っております。今回補正予算上がっておりますけれど、今回の補正予算でそういった対応が充分なのか、防災対策に関して、もっとしっかり充分な対応を図っていく必要があるかと思っておりますけれど、町長のお考え伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。今朝も真っ先に報告を受けましたのは、明け方の不審火でございました。続いて一週間の中に同じ地域の中でそういった事例が出てきているということでございます。大変憂慮いたしております。住民の皆さんの安全、安心、財産を守ろうというのは、

大変これは行政にとっての究極的な使命だと思っております。そういった中で地域の皆さんに、消防団として活動いただき、地域の治安・財産こういうものの活動を今お願いし、取り組んでいただいているところであります。本当にありがたく思っておるところであります。

こういった不審火等、警察も今その犯人探しといえますか、今動いていただいておりますけれども、当然行政側としてできることは対応しなくちゃなりません、こういった課題は本当に、地域の中で、やはり自分達の地域を守っていくという機会に、改めて起こしていただかなければならないなと思っております。10月6日には防災訓練等広域的に行うわけでありまして。これにそれぞれの部落のみなさんにご参加いただきたいということで、区長さん宛に周知をし、今参加に希望を取りまとめしているところであります。まあ、当然行政がその責務を放棄するわけでもなんでもありませんけれど、まずは、地域のみなさん方が自分らの地域を災害や火災、或いは不審者、こういったものから守っていくという、お互い手を取り合って守っていくという組織作りというか、意識作り、これも合わせて取り組んで行くことが大事ではないかなというふうに思っております。そういったことも予算には繁栄はされておられませんけれど、自主防災組織として各集落のそういった組織づくり、これについての取り組みも担当課のほうとして今啓発を進めていくところでございます。どうか皆様方におかれましても、それぞれの地域の中でそういった核になっていただきまして、そういった組織を盛り立てていただき、作りあげていただき、効果があがるような体制づくりにご支援、ご協力をお願いできればと思っております。

〔「了解」という者あり〕

○議長（鹿島 功君） 2番。西尾議員さんはこの議案に対して、もう2回されておりますのでご遠慮ください。同一案件の中に。

〔「今の案件で、関連質問も西尾さんがされるのは……」という者あり〕

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。14番、岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 焼却炉の解体の予算が入っておりましたが、ダイオキシン問題で非常に関連施設の解体は非常に難しいところですが、公共の施設の中で小規模ではございますが、小学校の焼却炉とか、或いは公営墓地の焼却炉、こういうものがございます。これらの解体、撤去計画はおありかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんのご質問でございますが、それぞれ所管をしております担当課のほうからご答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高見 晴美君） ただいまの岡田議員さんの質問にお答えさせていただきますが、小中学校関係では、大山学校給食センターの解体撤去に伴いまして、大山中学校にありますごみ焼却場、それを撤去するようになっております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 中高の墓地にあります焼却炉、3基ほどありますけれど、ダイオキシンの調査等ございますので、現在予算等も検討しましてできるだけ早い時期にダイオキシンの調査の設計が委託できるように検討しているところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） ちょっと待ってください。今の14番の質問で各課長さん方のもう終わりましたですか。担当のところ、町長から答えるようにありましたですけれど。終わったということですね。改めて14番岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 51ページに全国スポーツレクレーション祭実行委員会補助金がございます。来年18年度にソフトバレーボール、3B体操が当大山町で行われますが、この140万円は県のソフトバレーボール協会とか、そういう団体に補助されるのか、ちょっと使い道、どういう今年度はどういう使い方をされるのか説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 岡田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。全国スポレク祭大山町実行委員会補助金を140万計上をさせていただいております。今年度実行委員会を立ち上げまして、来年の大会に向けて取り組んでおるところでございます。今年度の主な事業は10月にリハーサル大会を予定しております。実行委員会の委員さんの、旅費、それとリハーサル大会の開催に向けての予算でございます。以上でございます。

〔「了解」という者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案

第 87 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 88 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 10、議案第 88 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 11 議案第 89 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 11、議案第 89 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 89 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 90 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 12、議案第 90 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 13 議案第 91 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 13、議案第 91 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第92号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第92号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第93号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第93号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第16 議案第94号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第94号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第95号

○議長（鹿島 功君） 日程第17、議案第95号 平成17年度大山町索道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。17番、野口議員。

○議員（17番 野口 俊明君） 8、9ページの支出のところですが、ソフトクリームサーバーリース料ということで、今年18万4,000円、それと17年から22年度までが184万というものがリースということですが、出るわけですけど、これのちょっと明細といいますか、内訳といいますか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんのご質問については、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。債務負担行為の中身についてのお問い合わせということでございますので、ご説明申し上げます。大山中の原のスキーセンターのレストランにおきまして、来シーズンからソフトクリームの販売を開始しようと考えてお願いをしておるものでございまして、ソフトクリームサーバー、いわゆるソフトクリームを製造する機械をリースによって調達しようと考えております。5年リースで考えておりまして、ソフトクリームサーバーの購入代金がこのお願いをしております184万円程度のソフトクリームサーバーを考えておりまして、これを5年間の延べ払いでリース計画にするという内容でございます。よろしくお願いたします、以上です。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口議員。

○議員（17番 野口 俊明君） そうしますと。この18万4,000円というのは、今回これは何になるわけですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えさせていただきます。年度の中途での契約でございます。リース料の月割りでの計上でございます。平成17年度分としましては18万4000円ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口議員。

○議員（17番 野口 俊明君） 今、聞けば17年度分が18万4,000円で、あと17年から22年までが184万がこの18万4,000円も加えた金額ということですか。そうするとこれからまだされてあれですが、ちょっと金額的に、これはリースは1年に幾らの計算になっておるわけですか。先ほどちょっとそこで声が出ましたけれど、月割りいくらなのか、そこらへんをもう少し教えていただきたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。現在見込んでおります5年リース料が合計で183万9,000何がしになろうかと思ひます。それで184万円の債務負担行為をお願いしているわけですが、今年度分につきましては月額3万660円かける6ヶ月分、18万3,960円ということですので18万4,000円のお願いをさせていただいているところでございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第18 議案第96号

○議長（鹿島 功君） 日程第18、議案第96号 平成17年度大山町水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 特別委員会の設置及び付託

○議長（鹿島 功君） 日程第 19、特別委員会の設置及び付託についてお諮りします。

本議会に提出されました議案第 78 号から、議案第 82 号までの 5 議案については、議長を除く 20 人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号から議案第 82 号までの決算の認定については、議長を除く 20 人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。特別委員会を開催して委員長・副委員長を互選してください。

午前 11 時 30 分

午前 11 時 38 分

○議長（鹿島 功君） 再会します。

日程第 20 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第 20、特別委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

ただいま設置しました企業会計決算審査特別委員会の委員長に小原力三君、副委員長に西尾寿博君が互選されました。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は 28 日、水曜日に会議を開きます、時間までに集合してください。本日はこれで散会します。

午前 11 時 39 分散会
